

議 長 日程第7「認定第7号令和5年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和5年度介護保険事業特別会計収支決算について御説明をいたします。

まず、344ページの実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額11億8,824万9,854円、歳出総額11億6,056万7,720円、歳入歳出差引額8,168万2,134円、繰越額はございませんので、実質収支額も同じ8,168万2,134円となります。

続きまして、収入について御説明いたします。1枚おめくりいただき、歳入歳出決算事項別明細書、346、347ページをお開きください。款1、保険料でございます。予算現額2億2,190万6,000円、調定額2億3,099万7,090円、収入済額2億2,976万520円、不納欠損額17万9,820円、収入未済額105万6,750円となりました。不納欠損処分につきましては、不納欠損処分者2名分です。こちらは生活保護者でございまして、2年経過したものでございます。現年度分についての欠損処分はございません。令和5年度末での65歳以上の第1号被保険者の数は3,715人でございます。

続きまして、項1、介護保険料、目1、第1号被保険者保険料のうち、節1の現年度分特別徴収保険料は、年金収入が年間18万以上の方、3,467人分に対するものでございます。節2、現年度分普通徴収保険料につきましては、年金収入が年間18万未満などの方で、248人に対するもので、収入未済額としては52万1,460円で、収納率は97%となりました。節3、滞納繰越分普通徴収保険料としましては、普通徴収に係る未納保険料の中で、収納率としては8.31%でございました。

続きまして、款3、国庫支出金でございます。347ページをお開きください。347ページの中段より少し下、項1、国庫負担金から項2、国庫負担金、国庫補助金につきましては、保険給付費等の定められた割合を国の公費負担割合として投入しております。

続きまして348、349ページの中段をお願いいたします。款・項、支払基金交

付金、こちらにつきましては2号被保険者の保険料として、保険給付等の定められた額を割合を収入しております。

下段をお願いいたします。款5、県支出金、項1、県負担金、それと項2、県補助金につきましては、こちらも介護給付費等の定められた割合により、県の公費負担分として収入をしております。

続きまして、350ページ、351ページをお願いいたします。350ページの中段、項6、繰入金、項1、一般会計繰入金です。これは町の公費負担分として介護給付費等の定められた割合として、目1、介護給付費繰入金以下同様に、その他一般会計繰入金事務費であったりとか、職員給与費ですね。3の地域支援事業費繰入金として、4、低所得者保険料軽減繰入金として、それぞれの率に基づいて一般会計より繰り入れたものでございます。

続きまして、352、353ページを御覧ください。項2、基金繰入金で、目1、財政調整基金繰入金につきましては、介護保険財政調整基金より介護給付費等に充てるため、1,500万円を繰り入れたものでございます。

続きまして、354、355ページをお願いいたします。上段、繰越金、款・項・目とも繰越金でございます。前年度、令和4年度からの繰越金は8,534万9,902円でございます。

以上、歳入額合計は11億8,824万9,854円となりました。

続きまして歳出の説明に移ります。356ページ、357ページをお願いいたします。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費でございます。備考欄をお願いいたします。01、職員給与費等は、年度途中で職員の異動がございましたので、職員3名分の人件費のほか、02、一般管理費では、町村情報システム共同事業組合システム改修費負担金や、03、庁用車管理経費で、庁用車に関する経費として支出をしております。

1ページおめくりいただきまして、358、359ページをお願いいたします。項、徴収費、目、賦課徴収費では、介護保険料徴収するための経費として支出したほか、項3、介護認定審査会費、目1、認定審査等費では、備考欄中段より下の部分ですが、要介護認定訪問調査嘱託員4名分の人件費を支出いたしました。

目2、認定審査会負担金では、足柄上地区介護認定審査会負担金として、1市5町の認定審査に係る経費を支出しております。昨年の審査会の回数としましては、全体で152回、松田町の分としては581件でございます。

続きまして、360ページ、361ページをお願いいたします。款、保険給付費でございます。支出済額は10億310万4,507円で、前年比較として3.4%の増となりました。また、令和5年度は第8期介護保険事業計画の最終年と当たり、計画値の給付見込額に対しては約5%を下回る結果となりました。

続きまして、項1、介護サービス等諸費では、要介護者の居宅介護から施設介護などサービス等を、要支援者を対象とした介護予防サービスを提供してまいりました。

項の2、高額介護サービス費では、介護サービスの利用額が世帯単位で所得に応じた限度額を超えた場合に給付されるもので、年間1,558件分を支出しております。

項の4、特定入所者介護サービス費につきましては、施設介護サービス等の利用者の居住と食費のうち、低所得者に対し自己負担額を低く抑えるよう、自己負担額と基準額との差額を補填するものでございます。

続きまして、項の5、高額医療合算介護サービス等につきましては、世帯単位で医療保険及び介護保険サービスの利用の自己負担限度額を超えた方に対して給付されるものでございます。

次のページ、すみません、お聞きください。中段、款3、基金積立金では、利子分を積み立て行い、令和5年度末の基金残高につきましては、7,450万826円となっております。

続きまして、364ページ、365ページをお聞きください。款4、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目4、償還金です。介護給付費国庫負担金、地域支援事業の国庫負担金、支払基金、県費の各負担金の令和4年度分を精算したものを支払いました。

続きまして款5、地域支援事業費でございます。目の1、一般管理費では、備考欄、01、職員給与費として2名分の人件費、02、一般管理経費では、地域

包括支援センターのシステム賃借料、センター事務員2名分の人件費のほか、03、庁用車管理経費では、庁用車に関する経費を支出してございます。

続きまして366、367ページを御覧ください。中段、目の2、介護予防・生活支援サービス事業費でございます。要支援者やチェックリストの結果、予防サービスが必要な事業対象者を中心に、御自宅で生活支援、運動や機能訓練など、また高齢者の栄養管理などを行うための経費で、備考欄、0101の訪問型、0102、通所型、0103の生活支援サービスなど、高齢者の方々のニーズや身体機能に応じたサービスを提供してまいりました。

同ページの下段、目の3でございます。一般介護予防事業費でございます。備考欄を御覧ください。0101、普及啓発事業では、目的別の運動教室を直営事業として実施してまいりました。続きまして0102、地域介護予防活動支援事業では、介護予防サポーター養成講座や、地域の茶の間や自治会を訪れ、運動教室や講座を行いました。

1ページおめくりいただき、368、369ページをお願いいたします。目の4、包括的支援事業・任意事業でございます。主なものとして、会計年度任用職員として、介護予防支援専門員を4名を雇用し、要支援者の方々のサービス調整や訪問などを通じ、重度化防止に取り組んでまいりました。

続きまして、370ページ、371ページでございます。備考欄、上段、04、在宅医療・介護連携推進事業では、足柄上郡内1市5町による在宅医療・介護連携センターの運営や、05の生活支援体制整備事業では、生活支援体制に係る人材育成や支援体制づくりに取り組んでまいりました。06、認知症総合支援事業では、認知症初期集中支援チームに係る経費や、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座などを開催する際に必要な経費の支出を行いました。

続きまして、372、373ページをお願いいたします。款・項・目、予備費でございます。予算現額12億175万1,000円に対し、支出済額11億6,556万7,720円です。不用額としては9,518万3,208円となりました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、討論に入って…。(発言を求める声あり)

10番 南 雲 この後方のほうに掲載されている施策の成果及び予算執行実績報告書に、保険給付費は1人当たり給付実績が増加したことにより、3,326万4,000円増とあります。そこで、ここ5年間、介護認定された方の人数をお示しいただけますか。

福 祉 課 長 それでは、介護認定者数ということで御説明をいたします。令和元年度ですね、こちらについては574人です。令和2年度につきましては564人、令和3年度は585人、令和4年度は611人、令和5年度については601人でございます。以上でございます。

10番 南 雲 令和4年度、令和5年度と、多分コロナ明けで介護認定を受ける方が増えたというふうな状況だったと思うんですけども、現在介護予防サポーターさんが御活躍されていますけど、町の介護予防講座等の開催状況というのは、どのようになっているのか伺います。

福 祉 課 長 介護予防の事業につきましてですけども、2種類ございまして、町のほうで直接、直営でやっております啓発事業の中の火曜体操会であったりとか、はつらつ運動教室、こちらにつきましては約、5年度ですけども、月に3回行っております。参加者、延べになってしまいますが、2,082人の方が参加しております。また、これとは別にですね、短期集中型の予防事業というものもございまして、これは6か月単位でやるものなんですけれども、こちらについては寄地区と松田地区、それぞれ分けて行っております。松田地区では36回、寄地区では29回、こちらについては松田地区で325人、寄地区で168人の方が参加しております。

また、ちょっと社協への委託ということなんですけども、ミニデイサービスということで、こちらのほうも開催しております。47回、延べとして435人の方が参加しております。

また、これとは別になりますけれども、自治会からの要望ということで、出前型ということで、こちらのほうで予防サービスのほうも提供しております。

こちらのほうですけれども、運動の指導ということで5回、口腔ケアの関係で1回、予防講座ということで、こちらのほうが3回、またその他、演奏会等も含めた中で5回の実施を行っております。延べで248名の方が参加しております。

また、これ以外にもですね、自主グループというものができておまして、こちらのほうでも認知症予防サークルであったりとか、介護予防サークルというものが立ち上がっておりまして、こちらのほうも毎月実施している状況でございます。以上でございます。

10番 南 雲 最初私が認識していた頃より大分いろいろなものが増えていて、皆さんやはりすごい関心を持っていただけているということが確認できました。介護保険料のこの間改定がありましたときにも、基本額も上がって、また財政調整基金も崩しました。今後もね、こういった増額も、介護給付費の増加というのも見込まれていきますけれども、社協との連携をとりながら、引き続き予防に努めていただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑を打ち切って討論に入って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を行います。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

認定第7号令和5年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。